

平成25年(ワ)第3230号 賃金等請求事件

原 告 田植重男

被 告 株式会社NTTフィールドテクノ

準備書面(6)

平成26年6月23日

大阪地方裁判所 第5民事部1係 御中

被告訴訟代理人

弁護士 高 坂 敬 三



同 加 古 洋 輔



1 平成23年上期テレコン工事実績一覧（乙8）について

(1) 乙8の「運行記録」は、原告が本人の社員証を「安全君」という車両管理システムに通すことで機械的に記録されたものである。原告に限らず被告社員が社有車を利用する場合、必ず社員証を「安全君」に通すこととなっており、「運行記録」の当該日付・時間に社有車に乗って営業所を出発又は帰着していることは揺るぎのない事実である。「オーダ内容」については、実際にテレコン業務を実施した内容・場所等を正確に記載したものである。なお、「運行記録」の「行き先名」に関しては原告が入力するため、必ずしも正確ではなく、「オーダ内容」の「販売店名」の方が正確である。

一方で「完了年月日」は、原告本人が業務終了後、後日にまとめて記載することもありうるのであり、必ずしも正確な数値ではない。また、このような性質上、「運行記録」の日付は「完了年月日」の日付と比較して、基本的に同じ日か前の日となる。

「運行記録」から「完了年月日」まで矢印が伸びているが、これは、「運行記録」の数値の方が正確であること、「運行記録」の「行き先名」と「販売店」の位置関係、営業所からの距離、作業安全指示書（日々の業務実施件数等が記載されたもの。「オーダ内容」記載の件数と一致しないこともあるが、「オーダ内容」の件数の方が正確であるため、必ずしも正確な数値とはいえない）の記載等から判断して、「運行記録」に対応する「オーダ内容」を示すものである。

枠外の「光離反」とは、テレコン以外の業務である光離反抑制を実施したことを見出す。○の中の数値は、光離反抑制を実施した件数である。同じく枠外の「？？？」は、「運行記録」に対応する「オーダ内容」や光離反抑制の実施が存在しないことを示すものである。

(2) 効率的に工事が実施されていないといえる日は、これまでの主張以外には例えば、4月15日、18日の大豊町（2日で3件）、4月20日、22日の

土佐町（2日で2件），7月8日，11日の土佐町（2日で2件），8月10日，12日の土佐町（2日で3件）が挙げられる。

また，テレコン業務及び光離反抑制業務以外の社有車の利用が約20回もある。当時，原告は，故障修理等に後から個別に駆け付ける等の支援はスキルがないため行っていないこと，撤去物品等の廃棄は敷地内であることから車での運搬もありえないことから，社有車を利用する業務は，テレコン及び光離反抑制以外に存在せず，業務上の必要性があるとは考えられない社有車の使用がなされていたことを示す。

以上のとおり，効率性に問題があるばかりか，時間的余裕があるにもかかわらずスキル継承，スキルアップの姿勢，他施策への取り組みも見受けられず漫然と業務に取り組んでいた等の事情に鑑みれば，質的側面の点において期待し要求する程度を下回るものであることは明らかである。

2 販売実績について

平成23年上期において，高岡課長は44名の評価を行ったが，そのうち販売実績が0であった者は11名おり，一方で，販売実績は44名中上位5名に入る者であっても，評価がⅡ（4段階の評価のうち下から2番目）であった者もいる。

したがって，販売実績と社員への最終評価は何ら関連性を有するものではない。

以上